

○恵庭市青少年表彰条例

平成 26 年 7 月 1 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、広く青少年の模範となるものを顕彰することにより、青少年の誇りと自信を高め、もって豊かな心と実践力の育成高揚を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、青少年善行表彰、青少年団体活動者表彰及び優良勤労青少年表彰とする。

(青少年表彰審査委員会)

第 3 条 前条の被表彰者の選考等を行うため、教育委員会の附属機関として恵庭市青少年表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 4 条 審査委員会は、委員 7 名をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 審査委員会に委員長を置き、会務を総理する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ会議において指名した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第7条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査委員会の会議に必要な事項は、別に定める。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、教育委員会が審査委員会に諮り、決定する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、教育委員会の決定に基づき、市長が行う。

- 2 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。